

佛教信仰に基きて組織せられたる中晩

唐五代時代の社邑に就きて〔下〕

那波利貞

七

寺院所屬の社邑は大小齋會の他に、その寺院にて開催せらるる春座・秋座の俗講に對して支援を爲し、寺院は俗講終了と共にその寺院所屬の各社の社衆を寺院に招待して響應する習慣なりしものらしい。之を察知し得る史料は次に示す各種の『社司轉帖』即ち社邑より社人に廻したる通知文の存在である。

佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳九七五號紙背の『社司轉帖』に曰く

社司 轉帖

右緣年支春座扇障。次至主人判度<sub>トク</sub>。次至主人判度<sub>トク</sub>。

人各麪壹斤。粟壹斗。油半升。幸請諸公等。

等帖至限今月廿日寅時。於主人家送

納。捉二人後到。罰酒壹角。全不來者。罰

酒半瓮。其帖速蓮(〓遞)相分付。不得停滯。如

滯帖者。准條科罰。帖同却赴本司。用憑

告罰。 蘭若花 隗儻子 籠髻榛子

鑷 鐵 鋼 鑑 檉 麥 粟 豆 筆子 黃麻 柴 塞

磴 砢 碑 軋 棗 透 背 綾 絹 錦 鮮 淨 纈 纈 避

苞 花 范 連 蓋

右の尾部五行は『社司轉帖』と無關係に書記せられたるものと思はれる。蓋し、藤原佐世の『日本國見在書目錄』の第十、小學家の中に著録せらるる中唐晚唐時代の童蒙の書なる馬仁壽の撰なる『開蒙要訓』の中の一部であらう。第七行日の帖同却赴本司の同の字は蓋し周の字の誤記であらう。又佛國第參〇九四號紙背にあるものは、

社司轉帖。 右緣常年春座屬席。人各粟壹斗。油半升。幸請

諸公等。帖至限今月十七日卯時。於主人家送納。足(〓捉)二人

(以下 闕 文)

佛國第參壹四五號にあるものは

社司 轉帖

右緣年支春座厨曆。次至曹

保奴家。人各粟壹斗。麩一斤。油

半升。幸請諸公等。帖至限今

月十七日卯時。於主人家送納。

捉二人後到。罰酒一角。全不來

者。罰酒半瓮。其帖速違(一遞)相

分付。不得停滯。如滯帖者。

准條科罰。帖周却赴〔本〕司。用

憑告罰。

戊子年潤五月 錄事 張 九

吳慶進 梁纘紹 胡醜捷 竇不藉奴

蘇富寧 黑骨兒 程祐住 穆再温

彭章午 麴山多 屈幸全 郝端兒

鄒流潤 祝懷義 就願受

崔馮兒 槁兵馬使 申衛悉鷄

佛教信仰に基きて組織せられたる中晚唐五代時代の社邑に就きて〔下〕(那波)

第二十四卷 第四號

八三

佛教信仰に基きて組織せられたる中晚唐五代時代の社邑に就きて〔下〕(那波)

第二十四卷 第四號

八四

傅粉塤 候、遂子 任昌運

佛國第參貳八六號紙背のものは

社司 轉帖

右緣年支春座厨曆。次至主人張醜子家送納。捉

二人後到。罰酒〔毫〕角。全不來者。罰酒半瓮。其帖速送(一週)

相分付。不得停滯。如滯帖者。准條科罰。帖周却赴

本司。用惡遣罰。 已卯年二月十日 錄 事 帖

第五行目の用惡遣罰の遣の字は告の字の誤記であらう。佛國第參參壹九號紙背のものは

社司轉帖。右年支春座

社司轉帖。右緣年支春座厨曆。次欠士人各麥壹斗粟一斗

社司轉帖 正進依願 右緣年 正進福延 正進保通 支春座 正進丑奴 厨曆 正進保昌。

次至人各 正進定哭 麥壹斗 正進住 粟壹斗 正進睦住

麴貳斤 正進弘丑子 正進石千子 幸請諸

石定信 石全石 丑子 石定奴 福延 福全 保昌

佛國第參參九壹號紙背のものは

社司轉帖。

右緣春秋虜蹄。幸請諸公

人各油麩麥粟

等。帖至限今月廿日辰巳時。於靈圖寺門

前取齋(〓齊)。捉二人後到。罰酒壹角。全不來者。

罰酒半瓮。其帖速遞相分附。不得停滯。

如滯帖者。准條科罰。帖周却赴本司。用

憑告罰。 丁酉年正月 日 錄事 之(〓某) 帖。

陰僧政 馮老宿 曹老宿 汜上座 法詮

福證 云被 法瓊 喜端 善住 惠助

幅會 福善 應願 潤成 智力 定安 智

行 知德 願行 沙彌法遠 保盈 法俊

法圓 義弘 慶達 價延實 李安住

趙再和 翁富員 價慈奴 良賢 冉集

留得 宗兒 灰奴 宋音三 鄧像通 閻安信

祐子 友慶 恩議 盧和信 史文威 米貞

喜孟 恩子 阿椽 范延昌 吳海深 唐員

佛教信仰に基きて組織せられたる中晚唐五代時代の社邑に就きて(下)(那波)

第二十四卷 第四號

八五

醜 陳懷諫 索進清 張將頭 晝搗搗

就沈 羅仏利子

また佛國第參六壹六號紙背のものは

社司轉帖。 右緣年支春座扇曆〔以下闕文〕

とある。此等の史料の成りたる時代の推定は『史林』第二十三卷第三號所掲の『唐代の社邑に就きて』中篇に攷定したれば、茲に再說せぬが、戊子年潤五月は唐の懿宗の咸通九年(皇紀一五二八年)(西紀八六八年)戊子歲、己卯年二月十日は宣宗の大中年三年(皇紀一五一九年)(西紀八五九年)己卯歲若しくは後梁の末帝の貞明五年(皇紀一五七九年)(西紀九一九年)己卯歲、丁酉年正月は僖宗の乾符四年(皇紀一五三七年)(西紀八七七年)丁酉歲と考察せられ、その他のものも大體宣宗・懿宗・僖宗・昭宗の所謂晚唐時代より五代初期に亘る期間のものと考察せられる。

却說、此等の『社司轉帖』に習見する「右緣年支春座扇曆」の解釋より爲さむに、年は年毎の意なるが、支は支出の支の意に非ずして支援の支即ちササフルの意と解せられる。佛國第參四參四號紙背にある燃燈援助の爲に社衆より油の釀出あらむことを通知せる次の『社司轉帖』の支の字の使用例に互審參稽して之を知るべきであると思ふ。

社司 轉帖

右緣年支正月燃燈。人各油半升。幸請諸公等。帖至限今月廿一日卯

時。於官樓蘭若門前取齋(一齊)。捉二人後到者。罰酒一角。全不來者。

罰酒一瓮。其帖速逸(一遮)相符(一付)。(六)

扇席は局席の中唐晩唐時代の民間通用字にして、饗應宴會場を意味し、施きて饗應宴會の意なるは前に述ぶる所、局席を一に筵局とも稱したるは佛國第貳〇四〇號紙背の淨土寺の「乙巳年正月廿七日已後勝淨戒惠元手下諸色入破曆」の中に「粟柒斗。臥酒 自年秋座返(一延一筵一筵)扇用」の支出目あるにて明確で、局席・筵局共に飲食饗應宴の意なる當時の民間俗語である。

次は春座・秋座の解釋であるが、右に紹介したる幾多の『社司轉帖』の初の文句の讀法より論じなければならぬ。佛國第貳九七五號紙背のものを例として論ずれば「右年毎の春座を支ふる局席の次、主人判度謁に至るに縁り人各々麴壹斤云云と讀むべきか。將た「右年毎の春座を支ふる局席に縁り、次々に主人判度謁に至り人各々麴壹斤云云と讀むべきか。將た「右年毎の春座を支ふる局席に縁り、次々に主人判度謁に至り人各々麴壹斤云云と讀むべきかの問題である。前者の如く讀まば、年々恒例に支援すべき春座の宴集の當番が主人判度謁の家に當れるに縁り、組合の人々は麴一斤粟一斗、油半升宛を判度謁の家に持ち集められたいの意となり、後者の如く讀まば、年々恒例の通り春座の局席を支援せむとするに縁り、次々に組合員は主人判度謁の家に麴一斤粟一斗、油半升宛を持ち歸ら  
れたいの意となる。即ち分明に謂はば

- (甲) 右緣リ年ゴトニツル支ニ春座ヲ局席ヲ次ニ至ルニ主人判度謁ヲ。  
(乙) 右緣リ年ゴトニツル支ニ春座ヲ局席ヲ次ニ至ルニ主人判度謁ヲ。

の何れに讀むべきかと謂ふ問題である。私は佛國第參貳八六號紙背のものに「右緣年支春座局席。次至主人張醜子家

送納」の例あるより見て、こは(乙)の如く讀むべきものかと考へる者である。若し之を(甲)の如く讀まば、「年毎春座を支ふる局席の次、主人張醜子の家に至るに緣り送納せよ」と爲り、(乙)の如く讀まば「年毎春座を支ふる局席なるに緣り、〔組合員は〕次々に主人張醜子の家に至りて〔醜出物色を〕送納せよ」となり、(乙)の方が文意が妥當に解釋せられ得るが故である。

却説斯く解讀して右に紹介したる『社司轉帖』の文より見れば、春座局席・秋座局席は社の組合員の家にて催される齊會宴集の如くにも見えないこともない。殊に(甲)の如く解讀し、次の字を當番次の意に讀む時は、益々斯く解され易く、また(乙)の如く解讀しても猶ほ然かく見えないことなのである。今佛國第參貳八六號紙背の『社司轉帖』を例として論述すれば、「年々恒例の春座を支援する局席なるに緣り、社員諸君は次々に主人張醜子の家に至りて〔規約の麥粟などを〕醜出送り届けられたい。遅れた二人には罰則を適用する云云」とあれば、此の(乙)の讀法に據りても、此の春座の局席は此の社邑の社人の一人なる張醜子の家に於て催されるものの如くに解し得ないこともないが、斯くの如くに解讀解釋して、一個理解爲し得ざるは主人の意である。本來寺院所屬の社邑は佛教信仰に基いて志を同じくする者が相結びて組織せるものにして、社員としては各人平等の地位にあり、主従關係などのある筈は無い。矧んや此の文句の主人張醜子は主従關係の主人と見ては全く解釋が出来ず、何人の主人なるか不明となる。文意全體より判定すれば、之は主<sup>ツカサト</sup>る人の意にて即ち春座の局席を主る人であらねばならぬ。春座の局席を主る人とは之を周旋宰領する人の意である。

人ありて或は謂はれむ。春座の局席を主人、その周旋宰領人と謂は、即ち主人張醜子の家にて春座の宴集齋會が行はれるのではなからうかと。但し私は遽に之に賛し能はぬ。斯く考定せむには當時社邑の組合員の家々にて交るゝ營む小齋會を座と稱したる證據がなければならぬ。然るに私が佛國にある熒煌文書を調査したる限に於ては、斯かる證據あるを發見して居らず、また從來通行の書籍上の記載にても、私の狭き見聞にて知る限に於ては之を座と稱したる記載あるを知らぬのみならず、却つて熒煌史料の中の寺院出納會計報告書の中に春座の局席・秋座の局席の費用として寺院會計より麥・粟・油・麴などを支出せる目が習見する。例示すれば佛國第貳〇參貳號紙背の『淨土寺西倉司願勝廣進等手下諸色入破曆』の中に

粟伍斗。 臥酒。 衆僧秋座局席用。

麴壹碩陸斗伍升。 秋座局席衆僧用。

佛國第貳〇四〇號紙背の淨土寺の『乙巳年正月廿七日已後勝淨戒惠元手下諸色入破曆』の中に

粟柒斗。 臥酒。 自年秋座返局用。

油陸升。 秋座局席衆僧喫用。

佛國第貳〇四九號紙背の後唐の莊宗の同光二年(皇紀一五八四年)度(西紀九二四年)の『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』の中に

粟柒斗。 臥酒。 衆僧造春坐局席用。

油參勝。 春(坐)造局席衆僧食用。

麩壹碩貳斗伍勝。 衆僧造春座厨曆及貼仏食用。

同號紙背の後唐の明宗の長興元年(皇紀一五九〇年)度の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』の中に

粟柒斗。 臥酒。 衆僧秋坐厨曆用。

油肆勝。 衆僧秋坐厨曆用。

麩壹碩壹斗。 衆僧秋坐厨曆用。

佛國第參貳參四號紙背の『淨土寺入破曆』に

油肆勝半。 秋座厨曆用。

その『癸卯年正月一日已後直歲沙彌廣□麩破』の條に

麩壹碩貳斗。 秋座厨曆用。

麩壹斗。 秋座厨曆女人用。

などの支出目の散見するを見るのである。これ皆寺院が費用を負担せるものにして、これ春秋兩座の局席が寺院に行はるる或る饗應宴集なることを證明するものであり、殊に前掲の支出目の中に「造春坐局席用」とある造の字は營造と熟する造の字にしてナス・イトナムの意なるべく、「造春座局席」とは春座の宴集を營むの意にして、而してその費用は寺院にて負擔するなれば、春秋兩座の局席とも寺院に於て催されるものでなければならぬ。即ち寺院にて春座或は秋座なる催事ありてその際に宴集を催すものなるを推知し得る。然らば寺院の催事なる座とは何の意なる歟。

我が國現代の俗語にても「何日より何日まで某寺にてお座がある」「何日より某寺にてお座が始まる」と謂ふ傳統語のある通り寺院の催事にして座と稱すれば、如何しても講經說法の座の意味で即ち講經說法を指すものと觀なければならぬ。寺院に於て講經說法の座が神聖にして重要なは喋々を要せぬ。東晋三十八寺の一にして西晋の懷帝の永嘉年間（皇紀九六七—九七二年）（西紀三〇七—三一二）に、今日の南京郊外、雨花臺、梅岡の地に甘露寺の名を以て創建せられ、東晋の成帝の咸康年間（皇紀九九五—一〇〇二年）（西紀三三五—三四二年）に竺道生が中興し、後に謝鯤の重修せしを以て南朝時代に著名なる彼の高座寺が、甘露の名の廢れて高座寺と爲されしは、西竺僧の尸黎蜜が高座に據りて說法したるに據ると傳へられて居る。『舊唐書』卷十一、代宗本紀永泰元年（皇紀一四二五年）（西紀七六五年）九月の條に

時以星變。羌虜入寇。內出仁王佛經兩卷。付資聖西明二佛寺。置百尺高座講之。

の如き記載があり、更に晚唐時代のことを記したる唐の蘇鸞の『杜陽雜編』卷下、懿宗の崇佛記事に

上（『懿宗』）敬天竺教。（『咸通』）十二年（皇紀一五三一年）（西紀八七一年）冬。制二高座。賜新安國寺。一曰講座。一曰唱經座。各高二丈。硃沈檀爲骨。以漆塗之。……又置小方座。前陳經案。次設香盆。四隅立金穎伽。高三丈。……即設萬人齋。

勅大德撤首爲講論。

と見える講座などがそれにて、此の座に登りて講經說法する故に講經說法を座と稱するのであると思ふ。然らば春座とは春季に、秋座とは秋季に、それら寺院にて催される講經說法にして、中晚唐時代の習慣よりすれば、之は春秋に開かれる寺院の俗講であると考へられる。

俗講とは庶民大衆、非知識階級の世俗一般を對象とする講經說法にして、通俗平易なる辭を以て理解し易く宏遠なる佛教々義を説くもので、中晚唐時代のそれは、決して元の胡三省が『資治通鑑』卷二百四十三、唐紀、敬宗の寶曆二年(皇紀一四八六年)の條に註記せるが如き卑俗化・講談化・藝人化・娛樂興行物化したるものなりしとは考へられぬ。慈覺大師圓仁の『入唐求法巡禮行記』卷三、文宗開成六年(皇紀一五〇一年)正月九日の條に

九日五更時。拜南郊了。早朝歸城。幸在丹鳳樓。改年號。改開成六年。爲會昌元年。及勅於左右街七寺開俗講。

左街四處。……………右街三處。……………並皆奉勅講。從大和九年以來廢講。今上新開。正月十五日起首。至二月十

五日罷。

とあり、同年五月一日の條にも

五月一日。勅開講。兩街十寺講佛教。兩觀講道教。

とあり、又同年九月一日の條にも

九月一日。勅兩街諸寺。開俗講。

とある。之に據れば俗講は文宗の太和九年(皇紀一四九五年)以前にも行はれ、此の年に一旦廢せられて開成六年(皇紀一五〇一年)まで約六箇年間行はれず、茲に至りて再興せられたるを知る。勿論此の興廢は勅命により官費による俗講開講にして、佛寺が勅命に據らず自由にて之を開きしことは大體中晚唐を通じて各地方にて行はれたる普通習慣たりしこと發言を要せぬ。此の正月の俗講が所謂春座、九月の俗講が所謂秋座であると思ふ。

然らば春座の局席とは、正月の俗講開催の際に寺院にて開く饗應宴集で、秋座の局席は九月のそれである譯である、之を前掲の「右緣年支春座局席」の句ある『社司轉帖』に互審參稽すれば、此の『社司轉帖』を發したること、寺院に於ける正月俗講開催の際の饗應宴集との間には不可分離の關係のあることが推想せられ、而して支の字義が支援の意なる上は寺院所屬の社邑がその寺院の正月の俗講の際の寺院の饗應宴集に援助を與ふることを意味することとなる。主人判度<sup>て</sup>、曹保奴、主人張醜子など所謂主人の家にては何の催事も無い譯となる、しかも主人の家に醴集送納するとあるなれば、此の主人即ち<sup>ツカサド</sup>主人・宰領人は、自家にて催す齋會の事務を主る人の意とは爲り得ず、これは所屬寺院の俗講の際の饗應宴集の催さるゝに當り、その社邑の之に對する支援事務を主る人、當番幹事、當番周旋人の意と解せなければならぬこととなる。然らば春座・秋座の各局席に招待饗應せらるる人々は寺院所屬の各社邑の組合員と謂ふこととなる。之より歸納すれば、中晚唐五代の寺院には春秋の俗講が開催せられ、之が終る際其の寺に屬する各社邑の人々を寺院より招待する形式を以て寺院に參會せしめ、寺院僧侶が主人側・社邑の人々が賓客側の貌にて饗應宴集が催され、其の際社邑の人々は各社適當の支援金品を醸出して當番幹事が之を取り纏めて寺院に贈呈、各員一齊にその宴會に出席して寺院の隆昌と名譽との爲に盡瘁したるものなるを知り得る。佛國第參壹四五號の『社司轉帖』の紀年は戊子年潤五月とありて、「右緣年支春座局席」とある文句と矛盾するが、之は或は戊子年潤正月の誤寫であるかも知れず、或は唐末の焜煌地方のことなれば、何か地方的に兵亂でもありて正月開催のものが五月に持ち越され、五月なれば夏座とも稱すべき筈なるも、正月のものを延期したるのみならず、五月の俗講開催の際には招待宴會を催さざるが普通の習

慣なりし爲、時は五月にても之を春座の局席と書しあるのかも知れぬ。唐末・五代初期の檄煌地方に屢々兵亂あり、外敵の侵入などありしことは本篇第三節に紹介したる佛國第貳九九壹號紙背の『檄煌社人平諱子十人頼於宕泉建窟一所功德記』に

社衆等。建修之歲。正遇艱難。造窟之了。兵戎未息。於是資家爲國。勅建此窟。鐵石爲心。

の句あるに徴して明である。佛國第參貳八六號紙背のものは己卯年二月十日、佛國第參參九壹號紙背のものは丁酉年正月の紀年にて、轉帖發行の月日は何れも轉帖本文の「緣年支春座局席」の句と矛盾せぬ。

寺院出納會計文書所見の春秋兩座局席用の支出目は何れも「衆僧用」或は「衆僧喫用」などありて、招待せる賓客即ち社衆用の目が見えて居らぬが、これは主人側として同席會食すべき寺院僧侶の飲食費用或は材料さへ支出すれば、事實此の社衆招待饗應宴は經營し得るからであると思ふ。何となれば、招待されて臨席する賓客としての各社邑の人々は努めて出席すると共に局席參會の感謝の志納として、本節に紹介したる幾多の『社司轉帖』の文の示す如く、麥・粟・油・麪類を醸出し、當番幹事なる主人の手にて取り纏めて之を寺院に贈賈喜捨したるなれば、名目上は寺院よりの招待饗應なれども其の實は各社邑の人々は各自の飲食する齋食の費用や材料を自辨せる譯なれば、寺院としては各社の人々の飲食費用・飲食材料即ち饗應費用・饗應材料を寺院會計より支出するを要せず、唯主人側たる寺院僧侶の飲食費用飲食材料すら支出すれば宜しく、乃ちこれ寺院會計報告書に春座・秋座の衆僧用の支出目が現はれて、社衆の人々の爲の春座・秋座の支出目の見えない所以であると思はれる。佛國第貳〇參貳號紙背の『淨土寺甲辰年一月已

〔後〕直歲惠安手下諸色入破曆〕の支出目の中に

麴三斗五升。油升半。粟二斗。納乾元寺。散講厨障用。

の例あるは、淨土寺と何か經濟的に特殊關係ありしものと思はるる乾元寺の俗講終了の際、乾元寺に屬する各社邑の社衆招待の饗應宴開催に當りての主人側なる乾元寺僧侶二十五六人の飲食費・飲食材料として淨土寺より經濟的援助を爲したる爲のものであらう歟。散講厨障の文字味ふべく、こは俗講開散終了の際の宴會の意と考へ得る。當時の焔焔の乾元寺の住僧數の二十五六人なりしことは佛國第貳貳五〇號紙背にある『龍興寺・乾元寺・開元寺・永安寺・金光明寺等常住僧侶沙彌等名簿』に徴して之を確認し得る。そのことは『支那佛教史學』第二卷第四號所掲の拙稿『梁戶攷』に於て根本史料を指摘して論ずる通である。

私は春秋兩座の局席開催に於て、寺院僧侶側を主催者主人側、各社邑の人々を賓客側と述べたるが、その主なる理由は、『社司轉帖』に於て「右緣年支春座厨障」とありて社衆が寺院の春座の局席を支援することを謂ひて、毫も營むとか催すとか謂つて居らず、却つて寺院の支出目の方に「衆僧造春坐厨障用」、「春坐造厨障」とか謂へることにして、形式上之は如何しても寺院の主催、寺院が各社衆を招待饗應するものと觀なければならぬ。但其の實情は前述の如ければ實際に於ては寺院とその寺に屬する各社邑とが聯合協力してその寺院にて開催するものである、會場が寺院に在りて社の人々の家々に在らざることとは動かすべからざることと信ずる。

私が茲に利用したる寺院出納會計報告書は、その大部分は會計年度の劃然として分明ならざるものにして、大體の

時代が決定せられ得るに過ぎないが、獨り、佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』と『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』とは何れも首尾内容完全の入破曆にして、前者は甲申年正月一日より乙酉年正月一日までにて後唐の莊宗の同光二年(皇紀一五八四年、西紀九二四年)度、後者は庚寅年正月一日より辛卯年正月一日までにて後唐の明宗の長興元年(皇紀一五九〇年、西紀九三〇年)度の出納會計報告書なれば、同類の根本史料中に於ても一層史料價値の貴いものである。之を精査するに同光二年度の支出目には

麥參頌捌斛。 西庫内付酒本。 冬至歲僧門造設兼納官冬坐厨贍用。

麥兩頌伍斛。 臥酒。 冬至歲僧門造設納官并冬坐厨贍用兼西窟覆庫等用。

粟柒斛。 臥酒。 衆僧造春坐厨贍用。

油參勝。 春(坐)造厨贍衆僧食用。

麩壹頌貳斛伍勝。 衆僧造春坐厨贍及貼仏食用。

の諸目散見して、春坐局席・冬坐局席のこと見ゆるも秋坐局席の支出目無く、長興元年度の支出目には

粟柒斛。 臥酒。 衆僧秋坐厨贍用。

油肆勝。 衆僧秋坐厨贍用。

麩壹頌壹斛。 衆僧秋坐厨贍用。

の諸目散見して秋坐局席のこと見ゆるも、春坐局席・冬坐局席の支出目は無い。之は注目すべきことであると思ふ。

前に掲げたる慈覺大師圓仁の『入唐求法巡禮行記』の示す通り、中唐晚唐時代に於ける寺院の俗講開催は正月・五月・九月で、正月のは則ち春座、五月のは夏座とも謂ふべきもの、九月のは則ち秋座であるが、今また冬座なるものも行はれたるを知る。冬座とは蓋し冬至日を中心とする講經說法であるらしい。冬至日は現代のグレゴリオ太陽曆法にては十二月下旬に在れども、唐宋時代の曆上にては冬十一月に在る筈、『入唐求法巡禮行記』卷二、文宗の開成五年(皇紀一八四〇年)正月十五日の條に、此の日獲たる所の開成五年度の曆書を抄録して

十一月大一日癸酉 金 收 三日大雪  
廿日冬至

とありて、開成五年度の冬至日が十一月廿日に當りしことを記す。但し後の日記に據れば十一月廿六日に爲つて居り、傳寫の誤があるが、同書卷三、會昌元年(皇紀一五〇一年)十一月一日の條に、此日冬至節とあり、冬至は十一月に在る。唐宋時代の禮制にては冬至は節日なれば、寺院に於ても拜賀の儀が行はれた。同書卷三、開成五年十一月二十六日の條に

〔十一月〕廿六日。冬至節。僧中拜賀云。伏惟和尚久住世間。廣和衆生。臘下及沙彌。對上座說。一依書儀之制。沙彌對僧。右膝著地。說賀節之詞。喫粥時。行餽餽菓子。

とあるは之を證明する。前掲の冬座局席の支出目に徴すれば、冬至賀節の爲に寺院にて綵門なども造りしもの如く、乃ち冬至の日を中心として寺院にて講經說法が行はれ、之に關聯してその寺院所屬の各社邑の人々を招待饗應する冬座の局席なるものも寺院に於て開催される習慣なりしを知り得る。

五月の俗講は夏座とも稱すべきであるが、燉煌發見の寺院出納會計報告書にては一も夏座なる語見えず、また夏座局席の語も見當らぬ。之は五月は暑氣の候でもあり、俗講は開催せらるるも、各社衆を招待する饗應宴集は催されざるが當時一般の原則的慣例なりし爲に、寺院としては衆僧造夏座局席用の支出目を生ぜず、自然夏座なる語が現はれ來らぬのであらう。然らば春座局席・秋座局席・冬座局席なる三者がありて、その寺院所屬の各社邑の人々を寺院にて招待饗應する機會なのである。然らば寺院は毎年此の三機會に常に座の局席を開催したるかと言ふに、其の年度の支出目の漏なく記載せらるる淨土寺の同光二年度・長興元年度の兩出納會計報告書に現はるる所前述の如くなれば、想ふに或る年度には秋座局席のみを開催すればその翌年度は春座局席と冬座局席とを開催、翌々年度は秋座局席のみの開催と謂ふ風に交互に開催したるものには非ざる歟。斯くすれば大體十箇月目に催されることとなる、たゞ二箇年目に一度宛、秋座局席の次に春座局席の開催ありて四箇月目の座局席開催となるが、之は已むを得ぬ。要は毎年春・秋・冬の三度の局席は並び催さず、或る年は秋、或る年は春・冬と謂ふ風に交互に之を催したるものなるべく、少くとも同光二年度・長興元年度の根本史料の示す所、燉煌の淨土寺は然りしものと觀なければならず、淨土寺の實例は以て他の寺院のそれを類推するに足ると思ふ。

座の局席開催が斯かる現象を呈せることに對しては二つの場合を想見し得る。その一は毎年春・秋・冬各寺一齊に俗講を開催するも、その局席のみを斯様に開催したるものならむと考察するもの、その二は俗講開催其のものも斯様に開きたるものには非ざるかと謂ふことである。地方寺院の俗講開催は勅命に據るには非ず、各寺院が時勢に應じ自

由に開催するなれば、毎年數度開催せざるべからざる義務無きのみならず、燉煌の如き邊陲の地にては各寺一齊に期間を等しくして開催せむには聽聞者を集むる都合も悪しかりしものと思はれるから、沙州の燉煌・壽昌二縣にて拾七八寺、即ち目安に考へて燉煌縣内、甲乙丙丁戊己庚辛壬の九箇寺ありしものとすれば、寺院の散在的地理的位置其他の事情より甲乙丙丁の四寺が今年の秋座俗講を開けば戊己庚辛壬の五寺は之を開かずして却つて春座冬座の俗講を開き、翌年戊己庚辛壬の五寺が春座・夏座の俗講を開けば、甲乙丙丁の四寺は之を開かずして却つて秋座俗講を開くと謂ふ風に、一州一縣の各寺院が二班にも三班にも分れて、一年四回の俗講開催を交互に分擔し、自然、特定の一寺としては秋座開催の年は春座・冬座など無く、春座・冬座開催の年は秋座無く、其の結果、年によりて或る座の局席の開かれざる爲に、前述の如き現象を支出目の上に呈することとなりしものには非ざるかと謂ふのである、之は俗講の座が開催せられずして社衆招待饗應宴集ありとは考へられぬが、五月の暑季は別として俗講の座が開催せられて社衆招待宴集が無かりしものとは考へられぬから、淨土寺の同光二年度の支出目に秋座局席用の支出目が見えざるは、此の年の淨土寺の秋九月の俗講開催無く、長興元年度のそれに春座局席用の支出目が見えざるは、此の年の淨土寺の春正月の俗講開催無かりしことを暗示せるものと見得られ、之より見れば、一州一縣の各寺院が協議して、少くとも春・秋の俗講開催を交互に分擔して、聽聞者の糾合・寺院の經濟上の利便其の他を計りしものには非ざるかと考察せられる。即ち寺院出納會計報告書に現はるる座の局席支出目の實情より見れば、中晚唐時代の地方州縣に於ける寺院の俗講開催は斯くの如きものには非ざりしかといふ疑問を發し得る譯である。

私は本編第六節に於て、燉煌發見の當時の根本史料なる幾多の『社齋文』『社邑文』、殊に佛國第參壹貳八號の『社齋文』に「年三不闕、月六無虧」とあるに據りて社邑の年中行事の一端を闡明し、毎年正月・五月・九月に一寺院に屬する幾多の社邑が聯合してその寺院に於て大齋會を開催し、毎月六度各社邑が個別的に小齋會を開催するのが當時の原來的習慣なりしならむことを論述したるが、此の一年三度の一寺所屬の各社邑聯合開催の大齋會は則ち正月・五月・九月に開かるる寺院の俗講と不可分離の關係にあるものにして、蓋し俗講開催の前日なるか、その初日なるか、開催期間中の或る一日なるか、その最後の日なるか、將た終了の翌日なるか、その日次は必ずしも一定して居らぬ様に觀察せらるるが、兎に角、俗講開催に際してその寺院が所屬の各社邑の人々を招待饗應すると謂ふ名の下に、實質的には各社邑より座の扇席支援の爲に金品を醗出贈賂して寺院側と協同して、その寺院に於て開かれたるものが此の一寺所屬各社邑聯合の大齋會にして、前述の『社齋文』『社邑文』は此の席上にて讀まれたるものであると思はれる。

之を根本史料に互審參稽するに、前に紹介したる佛國第參〇參七號の『社司轉帖』の發行日は庚寅年正月三日にしてその醗餅一雙・粟一斗の醗出期限日は翌日の正月四日と爲つて居り、佛國第參參七貳號紙背のものは發行日前年の十二月廿二日にしてその粟壹斗・醗餅壹雙・鵬鴿箭壹具・畫被弓一張の醗出期限日は一月四日と爲つて居り、佛國第參參九壹號紙背のものは發行日丁酉年正月日にしてその油麩麥粟の醗出期限日は正月廿日と爲つて居り、而して慈覺大師圓仁の『入唐求法還禮行記』卷三、文宗開成六年(皇紀一五〇一年 西紀八四二年)正月九日の條の記載に徵證すれば、當時の正月の俗講即ち春座は、正月十五日に始まり二月十五日まで約壹箇月間の催なれば、正月四日或は一月廿日が醗出期限日なる

時は開講の前、または開講期間中となり、佛國第參貳八六號紙背の『社司轉帖』の如く、己卯年二月十日發行、兩三日内に麥粟醱集のものにても、猶ほ二月十五日の俗講最終日までには機會を逸せぬ譯で、此等の『社司轉帖』は皆此の意味に於ける正月の各社邑聯合の大齋會に關するものなるを知る。五月・九月の俗講は『入唐求法巡禮行記』には一日に始まるとあるが期間は記してない。しかしこれも春座に準じて約壹箇月間宛開催せらるるものと見るのが妥當なる見解ではなからうか。然らば佛國第參壹四五號の『社司轉帖』がその發行日が戊子年潤五月にして、粟壹斗・麪一斤・油半升宛の醱出期限日が五月十七日と爲れるも、此の年の夏座俗講開催期間中と爲りて都合よく解釋せられるのである。私は中唐晩唐五代時代の一寺院所屬の各社邑聯合の大齋會は一年に正・五・九月の三度にして、五月の際は宴集を催さぬが、その寺院の正・九月の俗講開催に際しては、寺院の招待響應の名の下に、その寺院に會同し、實質的には寺院と諸社邑と費用共擔を以て此の大齋宴集を開催し、社邑としてはその寺院の俗講開催を慶讃して活氣を附與し、寺院としては社邑の人々の平素の同情を感謝し、併せて寺院の勢力を社會的に擴張鞏固ならしむるに資したるものと考察する。

## 八

私は本編第七節に於て、『社司轉帖』に習見する「緣年支春座局席」の句の年支の支の字が支出の意味の支の字に非ずして支援の支即ちササヘタスクルの意の支の字なることを證明せむが爲に、佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參四參四號紙背にある正月燃燈援助の爲に社邑加入の衆より油の醱出を要めたる『社司轉帖』を指摘したるが、此の正月の燃燈

なる行事は唐宋時代に遍ねく行はれたるものらしい。

大體、燈を燃やして佛に供養する方法は、その淵源を印度に發し、支那にも其の風傳へられた。『北齊書』卷八、幼主本紀に

嘗鑿晉陽西山。爲大佛像。一夜然油萬盆。光照宮內。

の記載あり、唐の段成式の『酉陽雜俎』前集卷三、貝編の中にも

魏李恣崔劼。至梁同泰寺。主客王克舍人賀季友及三僧、迎門引接。至浮圖中。佛像有執板筆者。僧謂恣曰。此是尸頭。專記人非。恣曰。便是僧之董狐。復入二堂。佛前有銅鉢。中燃燈。劼曰可謂日月出矣。燭火不息。

とあり、『佛祖統紀』卷四十一、法運通塞志第十七之七にも

〔容宗〕先天元年。西天沙門婆羅。請燃燈供佛。帝御延靈門臨觀。燈輪高二十丈。點金銀燈五百盞。望之若華樹。

の記載あり。南北朝より唐代に盛に行はれ、宋代のことは『國朝諸臣奏議』卷第八十四。儒學門、釋老の條に收むる宋の韓琦の『上 仁宗論僧紹宗妖妄惑衆』の文に

臣伏見。興國寺有外來僧紹宗。自今月十四日。於本寺後三門上。燃燈穿膝。出榜行疏。驚惑民庶。意在規求、易動之徒。觀施相屬。臣切見天聖編勅。節文。僧道俗人有捨身燒臂。煉指截手足。戴鈴掛燈。毀壞身體之類。並科斷訖。僧道勒還俗。配邊遠州軍編管者。停主人及本院三綱知事僧尼。廂鎮所由容縱者。亦行科斷。天下遵守。有犯無赦。豈茲皇居之側。都市所會。恣令妖妄。曾無止絕。此乃本寺庸猾之輩。誘令至京。將欺惑於朝廷云々

とあり、宋の東京開封府第一等の寺院太平興國寺にて外來僧紹宗が燃燈供養を以て民庶を集めたるを知るべく、韓琦の此の『上表』は彼が右司諫の官に在りて景祐三年(皇紀二六九六年 西紀一〇三六年)に上りたるものなれば此の事のありしは北宋仁宗時代のことである。『史學雜誌』第四十六編第十一號所載の伯爵大谷光昭學士の『唐代佛教の儀禮特に法會に就いて(下)』にてはこれ本來佛に對する供養の一方にして、支那にては南北朝の梁代より行はれたるものと解され、圓仁の『入唐求法巡禮行記』を引用せられて唐の文宗の開成四年(皇紀一四九九年 西紀八三九年)正月十五日の揚州に於ける此の供養の盛大なりしことを指摘されてある。宋の王溥の『唐會要』卷四十九、燃燈の條に據れば、『佛祖統紀』所見の先天元年(皇紀一三七二年 西紀七一二二年)のことを先天二年(皇紀一三七三年 西紀七一三年)二月のこととして、胡僧の名をも婆陀と爲し、此の僧請ひて夜間城門を開き燃燈百千炬三晝夜繼續して之を營み、皇帝も延喜門に出御ありて之を觀たりと記し、また開元二十八年(皇紀一四〇〇年 西紀七四〇年)正月十五日、玄宗が興慶宮の勤政務本樓に出御ありて群臣を講し、連夜燈を燃やし、命じて毎年二月十五日夜に之を行ふことと定めたといふ記事、並に天寶三載(皇紀一四〇四年 西紀七四四年)十一月勅して、舊制に復して毎年正月十四・十五・十六日の三日間の夜、坊市を開いて燈を燃やし、燃燈供養は永く之を以て常式とする様に命じたといふ記載あり、中唐・晚唐時代は此の開元の制に據りて毎年正月十四・十五・十六日の三夜之を營みたるものと觀なければならぬ、これが即ち唐代に於ける正月燃燈供養なのである。

毎年正月十四・十五・十六日の三日間、夜間坊市を開いて燈を燃やし不夜城の觀を現せしむるは、今日より觀れば大事件には非ざる如きも、夜禁と行夜との制の嚴重なりし唐代に於ては異數の現象と謂はねばならず、佛教に關する

一行事なればこそ之を許されたのである。唐代に盜賊の横行と火災の偶發とを警戒する爲に、夜間の一定時間を限りて坊門を閉ぢて一般人士の街衢通行を嚴禁し、警戒の任にある吏卒が徹夜街衢を巡察することは當時の警察行政の一にして普通に前者を夜禁の制、後者を行夜の制と呼稱する。之に就きては先師博士桑原隲藏先生の『唐明律の比較』〔支那法制史論叢〕所收の夜行禁止の條に論述あり、茲に贅言するを要せぬが、『唐律疏議』卷二十六、雜律上、犯夜の條に

諸犯夜者。答二十。有故者不坐。

とあり、その疏議に

宮衛令。五更三籌。順天門擊鼓聽人行。晝漏盡。順天門擊鼓四百槌訖。閉門。後更擊六百槌。坊門皆閉。禁人行。

違者答二十。故注云。閉門鼓後。開門鼓前。有行者。皆爲犯夜。故謂公事急速。但公家之事須行。及私家吉凶疾病之類。皆須得本縣或本坊文牒。然始合行。若不得公驗。雖後無罪。街鋪之人。不合許過。既云閉門鼓後。開門鼓前。禁行。明禁出坊外者。若坊內行者。不拘此律。

とあり、唐代長安にて毎夜初更即ち今日の午後八時頃より五更即ち翌朝の午前四時頃までの間。公務或は急患疾病等の特別事情ある者の他は、一切街衢の通行を嚴禁せられ、坊門も閉鎖せられて滿城寂寥たりしものであつた。之は營に長安のみならず、天下各州城、各縣城即ち地方都邑に於ても同様にして、『大唐六典』卷二十五、諸衛折衝都尉府の條の諸府折衝都尉の職掌の項に

凡衛士三百人爲一團。以校尉領之。以便習騎射者。爲越騎。餘爲步兵。其團十人爲火。火備六馱之馬。……凡

兵馬在府。每歲季冬。折衝都尉率五校之屬。以教其軍陣戰鬪之法。捉捕持更者。晨夜有行人必問。不應則彈弓而撻之。復不應則旁射。又不應則射之。晝以排門人遠望。暮夜以持更人遠聽。

とある。然らば此の夜禁を三日間も解放して燃燈の行事を執り行ふことは何と申しても特別の意義ありと申さなければならぬ、但此の長安などに於ける正月十四・十五・十六三日間の燃燈は、其の淵源は佛に對する供養の一方に

在りと雖も、餘程娛樂化せし懽あり、先天二年二月の燃燈の際、之を諫言したる左拾遺嚴挺之の上疏「唐會要」卷四十九所引に

竊惟。陛下孜孜庶政。業業萬幾。蓋以天下爲心。深戒安危之理。奈何親御城門。以觀大酺。累日兼夜。……帝王

重愼。今乃暴衣冠于上路。羅伎樂于中宵。……陛下北宮多暇。西牖暫陟。青春日長。已積埃塵之弊。紫微漏水。

重窮歌舞之樂。……伏望書盡歡娛。暮令休息。

の文句あり、開元二十八年の場合も勤政樓にて群臣を讒して居り、純粹の佛教信仰に基く行事と謂はむよりは寧ろ一種の佛教信仰に基く娛樂行事たるかの觀がある。夜城門を開きて燃燈百千炬と謂へば一種の燈火裝飾の如きもの更に之を觀ながら酺讌を催し、伎樂を奏し歌舞を爲すと謂へば、觀賞氣分の横溢せること、決して燃燈供養の本來の貌に在るものと謂へぬと思ふ。

屢々述ぶる通り燃燈は佛に對する供養の一方法なるなれば、眞面目なる燃燈には觀賞の要素の含まるる筈は無く、佛前に於て、佛殿前に於て敬虔なる心もて行はるべきもので、中唐晚唐時代に於ても少くとも燉煌地方の佛寺に於ては此の種の燃燈供養は敬虔に行はれたらしい。前掲の佛國第參四參四號紙背の燃燈に關する『社司轉帖』に據れば、寺

院所屬の社邑の組合員は、毎年恒例のその寺院の正月の燃燈供養の爲に各人半升宛の油を齎出してその寺院の燃燈供養の儀を支援して居り、此の『社司轉帖』の場合には恐らくは官樓蘭若と稱する寺院のそれを支援したものと察せられる。官樓蘭若は燉煌文書にて時に官樓蘭若とも書かれ、佛國第貳七參八號紙背文書に唐の懿宗の咸通十年(皇紀一五二九年)己丑六月八日の年紀と共に燉煌地方の佛寺名を列舉記載したるものにも

龍興寺 大雲寺 報恩寺 靈修寺 聖光寺 乾

元寺 淨土寺 開元寺 永安寺 安國寺

大乘寺 普光寺 金光明寺 靈圖寺 蓮(臺)

寺 周家蘭若 官樓蘭若 安清子蘭若 北影

多保蘭若 樂家蘭若

の記載あり、官樓蘭若が燉煌地方の寺院たることは確實なれば、此の燃燈用油齎出が官樓蘭若の燃燈供養に非ずとしても、その油を官樓蘭若門前に持ち寄るとあれば、こは必ず中唐晚唐時代に燉煌地方の寺院にて燃燈供養の行はれたることを暗示するものと謂はなければならぬ。以て當時燉煌地方の寺院にて毎年正月に燃燈供養の盛に行はれ、寺院所屬の社邑が油を齎出寄進して之を支援する風の存したるを推知すべきである。

大體此の種の催事は繁華なる大都邑に於ては兎角華美に爲り易いもので、華美と爲ると奇を競ひ美を争ひてその本來の趣旨に遠ざかりて觀賞娛樂の氣味が加はり易く、乃ち長安や揚州の如き大都邑のそれは殆んど觀賞娛樂に墮した

のであるが、村郊に於ては本來の趣旨が保守せられ、地味ではあるが、眞の正月燃燈の儀禮が眞摯に行はれ得る。然らば邊陲の地なる燉煌地方の寺院のそれにてその面影を偲ぶことが出来るかと考へられる。

佛國々立圖書館所藏燉煌文書中の寺院會計出納報告書の中には燃燈のことは習見するが、此の習見する燃燈は廣意のものもありて、單に必要な爲に光明を得て闇を照す意のものもあり、例示せば

佛國第貳〇參貳號紙背の『淨土寺諸色入破曆』に

油兩合。 磴上燃燈用。

佛國第貳〇四〇號紙背の『淨土寺乙巳年正月廿七日巳後勝淨戒惠手下諸色入破曆』の油破の條に

油一升半。 磴上燃燈及造食等用。

油貳勝。 兵馬使東行時當寺燃燈用。

佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』に

油壹勝。 磴上燃燈及祚麪炒暱用。

油參勝半。 西窟上水燃燈僧料用。

などの支出目の如きは、決して佛に對する供養としての燃燈とは考へられぬ。磴上燃燈の如きは礦磴の夜業の際の光明を得むが爲の燈光の燃燈であり、西窟上水燃燈は西の佛窟に水を上ぐる必要ありて、窟内を照らす爲に燈を燃やしたるものと察せられる。矧んや兵馬使東行の際のものは、朝早い爲に之を要したるものと察せらるるをやである。

また佛前の供養の爲の燃燈も正月のものに非ざるものあり、佛國第貳〇參貳號紙背の『淨土寺諸色入破曆』に

油參斗。 燃長明燈用。

油半升。 燃燈用。

同號紙背の『淨土寺西倉司願勝廣進等手下諸色入破曆』の條に

油貳升。 司空患時燃燈用。

油參斗。 燃長明燈用。

佛國第貳〇四〇號紙背『淨土寺乙巳年正月廿七日已後勝淨戒惠手下諸色入破曆』の油破の條に

油一升。 二月六七八日燃燈用。

油參斗。 付保應燃長明燈用。

佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』に

油參斗。 付願達燃長明燈用。

油壹勝。 二月七日夜燃燈用。

油伍勝半。 僧錄窟上易沙窟上燃燈衆僧及峯(學)郎等用。

油參斗。 付道會燃長明燈用。

佛國第參〇參四號紙背の『淨土寺壬寅年正月一日已後直歲沙彌願通手上諸色入破曆』の油破の條に

油一升。 二月七日八日燃燈用。

油參斛。 付保應燃長明燈用。

の例の如く、長明燈・病氣平癒祈願の燃燈及び二月六・七・八日の燃燈などあり、二月六・七・八日の燃燈は所謂  
悉達多太子踰城の記念日にして、此の際は行像の儀など種々の催事もあるらしく、佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺  
直歲保護手下諸色出現破除曆』に

粟壹碩肆斛。 臥酒。 二月八日侍仏人及衆僧齋(〓齋)時用。

粟肆斛。 二月七日與行像社沽酒用。

油參勝。 二月八日造粥用。

油貳勝半。 二月八日齋(〓齋)時看侍仏人及衆僧等用。

麩參斛、 二月八日造粥解齋(〓齋)用。

麩陸斛伍勝。 八日齋(〓齋)時看侍仏人及衆僧食用。

など見える。而して正月燃燈に就いては佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』の中に

麥壹斛。 臥酒。 正月十五日窟上燃燈頓定用。

粟貳斛。 正月十五日 臥酒 窟上燃燈看和尚頓用。

粟肆斛。 正月十五日路上迎上窟僧官頓用。

粟壹斗。 正月十五日上窟寺主納官用。

油參勝。 正月十五日夜燃燈用。

麩貳斗伍勝。 正月十五日上窟燃燈僧食用。

麩壹碩伍斗。 正月十五日及官上窟時餽飼馳馬用。

佛國第參〇參四號紙背の『淨土寺壬寅年正月一日己後直歲沙彌願通手上諸色入破曆』に

正月十五日 燈參升。

油貳升半。 正月十五日燃燈用。

の支出目あり、こは正月十五日の燃燈供養に關する經費の支出に關するものと察せられる。窟上とは燉煌地方の寺院には山の洞窟に據りて建設せらるゝもの多く、少くとも此の淨土寺は洞窟に本尊を奉安したるらしければ、窟上とは事實には猶ほ佛殿と謂はむが如き意である。頓定用、頓用とは頓に宿食の所の意あれば「休息して食すること一次の支出」と謂ふ意味であらう。つまり一頓食の意であると思はれる。此等の支出目の存在に徵證して、正月十五日に淨土寺の本殿洞窟に於て燃燈供養が行はれ、其の際、僧官も臨席參會し、和尚・寺主が供養の儀を奉じたるを知るべきであるが、燃燈供養用の油量は參勝とあるから、一燈壹合宛としても三十燈、若し終夜の燃燈たる爲一燈を二合宛と見れば十五燈たるに過ぎぬ。僅に十五燈にては極めて淋しき譯であるが、事實には今少し多數あり且つ燈心草を集めて大火光を點したるものなるべく、結局寺院の支出經費にて點する燈火は油參勝なるも、これにては油量不足すれば

前掲の佛國第參四參四號紙背の『社司轉帖』の燃燈油醸出の如く、寺院所屬の社邑が油の現物を醸出寄進して正月燃燈供養の儀禮を盛大ならしめたるものなるべく、また、社邑よりの寄進あるが爲に、寺院としての燃燈用油の支出を比較的少量に定めありしものとも考へられる。此の淨土寺の例は以て他の寺院、他の地方の實情を推想し得るであらう。

佛國第參四參四號紙背の正月燃燈用油醸出の『社司轉帖』に相應する記載、即ち寺院として正月燃燈用油費用寄進受入の記載は、淨土寺會計報告書に確實なる一例あるを發見し得る。即ち佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』の淨土寺の長興元年（皇紀一五九〇年）西紀一九三〇年、庚寅歲年度の收入の目の中に

麥參對。 正月燃燈社入。

粟參對。 正月燃燈社入。

の收入目あり、此の燃燈社入の意は燃燈支援の爲の社邑が組織せられて居つて、その社邑より淨土寺に寄進せられたる寺院收入の意なるか、將た燃燈支援の爲に淨土寺所屬の社邑より寄進せられたる寺院收入の意なるか遽に判定し難い。類似の名稱例は佛國第參貳參四號紙背の『淨土寺諸色入破除曆』の油收入の條に

行像社聚物得油一勝。

の如き行像社云々の記事習見す。此の行像とは佛殿より本尊を昇ぎ出だして街衢を周行する佛教儀禮であるが、此の行像の儀式の時、その寺院所屬の各社邑の人々が行列に供奉して街頭に散施を聚めて油一勝を得たといふ意なるか行像社と稱する一社邑が組織せられて居つてその社邑より行像の儀式舉行の際に之を支援すべく油一勝を寄進したる

の意なるか、これ亦遽に判定し難い。是れ正しく燃燈社入の不可解なのと一般である。然れども熟考するに佛國第參貳參四號紙背の『淨土寺諸色入破曆』の油入の「行像社聚物得油一勝」の次に「法深聚菜買油一升」なる收入目あり、之は法深なる僧が菜種實を聚めそれにて油を買ひて一升を得たといふ意なれば、此の聚の字の使用法よりすれば行像社の人々が物を聚めて油一勝を得たることとなり、行像に關する社邑の組織存在せしことと解し得るが、また、行像の儀式舉行に當り寺院所屬の社が物を聚めて油一勝を得たとも解し得る。斯く解釋が定らぬが、少くとも燃燈社入の場合、前掲の佛國第參四參四號紙背の『社司轉帖』に互審參稽すれば、燃燈社なる一社邑の存在したるものとは考へられず、これはやはり一寺院所屬の各社邑が臨機に正月の燃燈供養を支援せむが爲に、各社人に油の現物の醸出を要求したる回章と見られ、文章の内容より觀察すれば、蓋し毎年恒例のことなるものの如く、春座の局席・秋座の局席に對する支援と同じ程度に於て、正月燃燈供養を支援したるものと考へられる故、「正月燃燈社入」は正月の燃燈供養に當り、その寺院所屬の各社邑より寄進せられたる油費收入といふ意味と考へられる。

正月燃燈供養の際には祭文を讀み上げたるらしく、佛國國立圖書館所藏敦煌文書第貳貳貳六號紙背・同第貳貳參七號紙背・同第貳參四壹號・同第貳參四參號紙背・同第貳五八八號・同第參貳六九號・同第參貳八貳號紙背・同第參六七號甲・同第參七六五號などに『燃燈文』と題する文章、佛國第參四〇五號に『正月十五日窟上供文』と稱する文章の存するは共にこれを實證する、蓋し『燃燈文』、『齋疏文』の中の一種の文にして、その文の内容より謂はば一種の祝文にして、國家の靜謐、社稷の安泰、皇帝や地方官の無事を祝禱するのが普通であつた。一例を示さむか、佛國第參貳

六九號にあるもの次の如くである。

厥今宏敷佛緣。結勝壇於星宮。經轉金言。演如來之大教。幡幢

逾匝。藝龍騰之名香。鈴梵交喧。奏笙歌而滿會。五晨祈

禱。財捨七珍。唱佛燃燈。啓嘉願者。有誰施作。時則有河西

節度使 司徒。先奉爲龍天八部。護運府。却殃災。非梵

釋四王。靜穩槍而安社稷。當今 帝王。永鎮皇國。十道澄

清。八方順美。司徒鶴壽寶位。定千載遐降。 國母天公主。延

齡祿寵厚。万年莫竭。 刺使郎君。英俊負忠孝。理於王庭。

小娘內外。芳顏永蔭。長榮於閨閣之福會也。伏惟我 司徒。

千年降質。神授英奇。定河外而萬里煙燄。押六蕃而兆戸(一國畫せる民字)有慶。

弓開偃月。矢開百步千楊。仗劍輪槍。韓白豈侔於此。且加以

傾誠金覺。稽首王豪。齋闈真乘。廣舒聖會。於是咒聞

梵句。隨句誦而消殃。經轉華音。隨音聽而障滅。食來香積

散放而炤口昇霞。財捨堅牢。……………是時也。寒凝

皎色。陽氣交舒。結勝壇以殄千殃。捨珍財祗延万福。以斯捨施燃

佛教信仰に基きて組織せられたる中晚唐五代時代の社邑に就きて(下)(那波)

燈功德。散食廻向福因。盡用莊嚴。上界天仙。下方龍鬼。伏願威

稜齊物。降福禎祥。滅穢槍於天門。罷刀兵於地戶。使龍王雨主。

九夏恒無傷永。海聖風神。三秋霜無損穀。燉煌永奏。千門賀

舜日之歡。蓮府康恒昌。寧万戶無堯年之喜。又持勝善。復用

莊嚴。我今 皇帝貴位。永調玉燭。常保金渾。延鳳還於千秋。繼

龍圖於万歲。又持勝福。次用莊嚴。秋府主 司徒貴位。伏願伏膺

乾備德。寶位以五岳齊堅。坤極治戶。寵祿竝三台而永固。

又持勝福。復用莊嚴。我 國母天公主貴位。伏願珠珠(以下闕文)

第九行目、第二十一行目に民の字を巨に作るは唐の太宗李世民の民の字を諱み避けたるもの、第二十一行目に治の字を治に作るは唐の高宗李治の治を諱み避けたるもので、此の『燃燈文』が唐代の作なることを自證せるものである。

佛前に燃燈供養を行ひ、斯くの如き祝文を讀むのであつた。唐の制にては長安揚州などの大都邑にて行はるる多少觀賞的娛樂的意義を寓したる燃燈供養は、初は二月十五日に、天寶三載十一月の發勅後は正月十四・十五・十六日に限られたるが如きも、眞の供養の意にて中唐晚唐五代時代の寺院の佛前にて營む燃燈供養は必らずしも年に一度の正月のもののみとは限らず、佛教上尊重すべき記念日に之を營みたるらしく、十月十八日などにも行うて居る。その證據としては佛國第四六七四號の『乙酉年十月十八日大衆燃燈沾油等麥粟數目』なる根本史料を擧げ得る。それは次の

如きものである。

乙酉年十月十八日。大衆窟上燃燈。沽油麥肆斗。粟貳斗。買燈心布麥壹斗。又還法海

麥壹斗。廿二日東窟上迎張僧正及法律粟貳斗。廿三日東窟上大衆迎僧統沽油

用麥壹斗。沽酒粟壹斗。又大衆印沙仏。買胡并麥壹斗。粟壹斗。又東界看待大衆

買胡并壹斗。又大衆粟貳斗。大例將酒使用。又付法林麥壹斗。將大衆所用。

龍興寺内納粟貳斗。迎索法律粟壹斗。又付安三粟壹斗。又和尚喫酒粟壹

斗。又大衆粟貳斗。大例送酒用。

十月十八日に窟前にて燃燈供養を營む爲の油購入費として麥肆斗粟貳斗を支出し、燈心の布片を買入る爲に麥壹斗を支出して居るのである。斯くして中唐晚唐五代時代の寺院所屬の社邑はその寺院の燃燈供養にも社邑としての支撥を爲す習慣なりしことを知り得るのである。

## 九

私は中晚唐五代時代の此の種の社邑の年中行事の中に、毎年正・五・九月の俗講開催に際して、一寺所屬の各社邑が聯合して、寺院の招待の名の下に、その寺院にて大齋會を催すと共に毎月六回、各社邑が個別的に小齋會を催す習慣なりしことを論證し、唯此の小齋會が寺院にて催さるるか、社邑加盟の人々の家々に於て催さるるか、未だ之を明

に爲し得ないと申したる者であるが、史料の示す所に據れば、全部然りと断定し得ざるも、少くとも時には社人の家々にても開催することはありしものらしく考察せられる。即ち寺院僧侶側より謂はゞ、斯様な場合のある爲に、その際の僧侶の儀軌が必要となる筈であるから、之に關する僧侶儀軌があれば、斯様な場合がありしものと見なければならぬ。佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參五六貳號紙背に『齋法』なる一習慣規定の見ゆるは、之を證するものと思はれる。此の佛國第參五六貳號紙表は『劉子』の崇學篇第五より法術篇第十四までの殘卷にして文字適麗見るからに唐寫の佳麗なるもの、その紙背は『齋疏文』殘卷にして祈佛・祭亡妣・祭亡師・祭亡女師・僧尼亡・當家父安願文・兄弟亡・夫妻亡・廻禮席・東行亡・亡孩子の諸文範あり、その『東行亡文』に

惟公。氣調蹤橫。風神偶儻。在家存昏定之禮。於國中報

主之心。屬以河隴鯨鯢。京畿路阻。天使三道。宣慰萬里。却

拜龍顏。旣懼不虞。遠隨翊衛。龍荒遶迤。鹿寨蕭條。迴絕

人煙。路窮水草。卒逢狂寇。鋒劍相加。遂非命辜。魂遊

漠北。不知何仰。唯福是資。故於此依。設齋追福。

とある。河西・隴右地方が安史の大亂以後、吐蕃の勢力圏内に陥り、寇亂絶えず、宣宗の大中年(皇紀一五一一年)(西紀八五一年)

沙州の人張義潮が瓜・沙・伊・肅等十一州を以て唐に歸服し唐より歸義軍節度使に任ぜられて稍々靜謐となりしは周知の事實である。此の事情より考察すれば此の『東行亡文』は略ぼ此の寇亂頻出時代のものなるべく、決して初唐や

盛唐時代の作に非ず、即ち中唐時代の『齋醜文』と考へらるれば、之に續きて記せらるる『齋法』も亦略ほ中唐時代の習慣を示すものと咎せられる。

大體中唐時代にても憲宗の元和時代(皇紀一四六六一—一四八〇年)(西紀八〇六一—八二〇年)は種々の理由より儀軌・儀注類の夥多しく發生した時代で、其の然かくなりし所以に就ては茲には省略して述べぬが、要は士林の禮儀作法の紊亂したると庶民生活の社會的進出との二者に緣由するのである。『新唐書』卷五十八、儀注類の條に、唐代士林の爲に編せられた裴荳の『内外親族五服儀』二卷、『書儀』三卷、鄭餘慶の『鄭氏書儀』二卷、裴度の『書儀』二卷、杜有晋の『書儀』三卷等の著録あり、大體憲宗の元和時代を中心として『書儀』類の編纂が流行して居り、佛教界に於ても彼の百丈大智覺照禪師懷海の『百丈清規』が出来て居る。懷海は唐の陳詡の『唐洪州百丈山故懷海禪師塔銘并序』に據れば元和九年(皇紀一四七四年)(西紀八一四年)正月十七日に六十六歳にて示寂して居る。此の『百丈清規』の制定の如きも當時一般の儀軌儀注類編纂の世風の一の表現である。之から互審すれば此の『齋法』の如きも斯かる世風より何人かに據りて儀軌として記録せられたるものと察すべく、蓋し中唐時代の憲宗時代前後の作かと考へられる。即ち此の『齋法』に據りて中晚唐時代、僧侶が齋主の家に臨みて如何なる作法を爲せしかを知るべく、齋主の家と謂はゞ兩親の忌辰法要の場合などもあらうが、また社邑の社人の家々に於ける場合もある筈である。その文に曰く

凡齋法。至齋家。坐定洗手。轉經了。令主人執香爐。禮三拜

長跪。坐命唱。行香時至。即唱人各供敬至心。稽太上无極大道

一切誦。 卽唱宿命聲行香。 宿命有信然。 若喪爲之無稽。

用眼前見。 至心稽首。 正眞三寶。 齋主長跪。 歎道功德。

卽唱願齋主百福莊嚴。 万善雲集。 至心稽首。 正眞三寶。

〔以下省略ス〕

右を熟讀するに、之は如何しても人の忌辰法要の席に臨む儀軌とは見えぬ。齋主の百福莊嚴、萬善雲の如く集らむことを祝禱せるは、明に崇佛の齋會の席上の作法と見られ、これ蓋し社邑の社子・社人の家々にて行はるる小齋會に臨む僧侶の作法と考へられなければならぬ。斯様な『齋法』が中唐時代の史料として燉煌文書の中に遺存することは、中晚唐時代の寺院所屬の社邑がその社人の家にて小齋會を催し、寺僧を招請したることのありしことを證據だつるものと思はれる。

また私は前に佛國第參七參〇號紙背の『某甲等謹立社條文書』を指摘し、寺院所屬の各社邑が個別的に、社人の家々にて毎年正月に一日間宛、印沙佛と稱する功德を積む行事を爲す習慣なりしことを指摘したるが、前掲の佛國第四六七四號の『乙酉年十月十八日大衆燃燈沾酒等麥粟數目』なる文書の中に

又大衆印沙仏。買胡并麥壹斗。粟壹斗。

の目あり、此の胡并は胡餅の略書で、大衆の印沙佛行事を行ふに當りその接待としての胡餅を買ひ入るる費用として麥壹斗と粟壹斗とを寺院會計より支出せる目なれば、此の際の印沙佛行事は寺院に於て行はれたるものと解釋せな

ければならぬ。佛國第參七參〇號紙背の『某甲等謹立社條文書』所見の印沙佛行事は、前に縷々證明したる通り之は社邑の組合員の家々にて交る交る一日宛行ふたことと信するが、此の佛國第四六七四號の『乙酉年十月十八日大衆燃燈沽酒等麥粟數目』は明確に某寺院の會計支出目にして、しかも十月十八日の燃燈の際のものであるから、之より觀れば、十月十八日の燃燈供養を行ふ時に寺院にて印沙佛行事をも併せ催ほし、その所管社邑の有志の人々を會して印沙佛行事を營みたることありしを知り得る。想ふにこれも亦毎年正月に於ける一日間宛社邑の家々にて交る／＼開催したるそれと同様に、寺院に於て年々の恒例として行はれたるものであらう。

叙上論述する所、論說多岐に互りまた往々枝葉の問題に及びたる箇處あり、甚だ散漫なるものとなりたるが、その要項は略ほ次の通である譯である。

(一) 中晩唐・五代時代佛教信仰に基きて組織せらるる義邑・邑會系統の組合に關する文獻史料は、從來割合に缺乏して居つて、僅に名僧の傳などにてその驕爪を窺知するに止まりしが、近頃燉煌より發見せられて英・佛兩國に珍藏せらるる當時の民間雜文書の中には相當豊富に之に關する當時の根本史料を含み、之に據りてこの研究を進むることの可能なること、本篇はその試の一として作りたるものである。

(二) 中晩唐・五代時代に於ても南北朝以來の義邑・邑會と全然等しき組織と等しき目的とを有して佛教信仰に基きて在家の清信の徒に據りて組織せられたる組合あり、之を當時一般習慣的に自他共に義邑・邑會と呼稱せず、その

事業も造像にのみ偏せざりし爲、遺存の造像遺物上に義邑・邑會の名稱見え、自然造像銘文を主要なる根本史料として研究する人々に、従来の義邑・邑會の習俗が中唐時代以後滅亡したるかの如く誤解せられ易かりしこと。

(三) 従来の義邑・邑會の名稱は變化して社邑となり、或は單に社とも呼稱せられ、従来の邑師の稱は社僧に、邑主・邑長・邑維那などの稱は社長・社官・社老・虞候などに、邑義・法義・邑人・邑子などの稱は社子・社人・社戸などに、それら名稱が變化し、名は異なれどもその實を等しくせること。

(四) 在家清信の弟子が佛教信仰に基いて組織せる組合の事業は、恒に造像・建窟・修寺・修窟・設齋會・誦經・寫經・印沙佛などにして、南北朝より五代まであまり變化は無いのであるが、初唐以前の義邑・邑會のそれは比較的造像・修窟・建窟事業に偏し、中唐以後の社邑のそれは比較的設齋會・誦經・寫經・印沙佛に偏したる傾向あり、特に中唐以後にては俗講支援といふ新事業の増加したること。

(五) 造像・建窟・修窟などは具象的事業なれば比較的長期に遺物を遺して、之を營みたる義邑・邑會の存在流行を銘文を通じて顯著ならしめ易く、設齋會・誦經・寫經・印沙佛・俗講支援などは抽象的事業にして、僅に寫經・印沙佛を除けば具象的遺物を後世に遺し難く、その爲、中唐晩唐五代時代の此の種の社邑の存在流行は、從來兎角史料的に顯著に認められ難き傾向にありしものならむこと。

(六) 然れども燉煌發見の稀觀なる當時の根本史料たる『社齋文』、『社願文』、『社邑文』、『社文』、『建窟功德記』、『修窟功德記』、『功德讚文』、『佛寺直歲僧手下諸色出現破除曆』などに徵證すれば、中唐晩唐五代時代に於ける此の

種の社邑の存在流行は儼乎として確證あり、毫も疑を容るべき餘地無きこと。

(七) 中晩唐・五代時代に於ける此の種の社邑の組織は、原則的には、社僧・社長・社官・社老・錄事・虞候の幹部と社子・社人・社戸など稱する組合員とより成れるものなるが、時には社僧を缺くものありたること。

(八) 此の種の社邑はその設立の根柢より寺院と不可分離の關係を有し、寺院の指導と庇護との下に結成せられ、自然此の種の社邑は必ず何れかの寺院の管下に隸屬して寺院の地方的特殊權力の庇護を受け、寺院はまた所管社邑を通じて地方的にその寺院の權力を張り、寺院と社邑とは相依り相助けて共存共榮的關係に在りたること。

(九) 一寺院に屬する社邑は決して單一のものに非ず、即ち一寺院に關係ある在家の清信弟子が聯合して尠大なる一社邑を組織するには非ずして、一社邑の組合員は大抵二十五人乃至三十人・四十人程度で、斯様な社邑が一寺院に多く隸屬し、燉煌發見史料より窺知する所にては、一寺院に少くとも十社邑乃至十五社邑は隸屬存在したと想はるること。

(十) 右の如き事情なる爲、寺院としてもその所管社邑の隆昌ならむことを希望し、社邑の設立その他に關して必要に應じて寺院會計より經費の支出までをも爲して社邑を庇護指導したること。

(十一) 此の種の社邑の年中行事は、一年に三回即ち正・五・九月寺院の俗講開催の際に、之を支援し之を盛ならしむる爲に、その寺院に於て、その寺院に屬する各社邑聯合の下に大齋會を開催し、寺院所在地の閭閻を嚴飾し、衢街を掃灑し、幡幢を懸け列ね、珍饌を奉供し、寺院側は之を機會に少くとも正月・九月の俗講の際には各社邑

の社人を寺院に招待饗應したること。前者の幡幢を懸け珍饌を奉供することは、吳自牧の『夢梁錄』卷十九、社會の條の南宋の行在臨安に於ける神聖誕日に諸行市戸が迎獻を爲し、青果行の獻時果社・東西馬陸の獻異松怪檜奇花社などの俗のあると相通するものあり、社邑として迎獻を爲し、その寺院の俗講に景氣を添えるのである。

(十二) 此の種の社邑は各社邑個別的に毎月六回小齋會を開催し、誦經・寫經など功德を積む行事を行ひたること。但しその會場が所屬の寺院なるか、社人の家々にて交るゝ分擔せしものなるかは、燉煌史料の限に於てはなほ之を確定的に明に爲し得ざること。

(十三) 毎年正月十五日・二月八日・十月十八日などの寺院に於ける燃燈供養に際し、その寺院に屬する各社邑は燃燈用の油の現物や、麥粟を以てする油費を醸出して寄進し、以て之を支援したること。

(十四) 肅宗の至德元載(皇紀一四一六年西紀七五六年)以後、所謂香水錢を納めて空名度牒を購入以て僧籍に入り得たる在家の僧や私度僞濫の在家の僧、即ち當時の習慣的一般的俗稱に所謂百姓僧は、彼等の形式的得度にて關係を生じたる寺院に屬する社邑の一員に加入して、寺院の特權殊方の庇護を受け、以て彼等の經濟的・社會的便益を計りたる形迹の觀取せらるること。

(十五) 中晩唐・五代時代佛教信仰に基きて組織せられたる社に關することは、從來とても推想的には略ぼ推定せられ居たることなるも、根本史料の乏しき爲に、學問的・積極的に之を論證することが出來ざる點多かりしが、今や燉煌發見の當時の根本史料に據りて、論證に一層の確實性を加へ得たりと思はるること。〔完〕